

平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日

平成 2 2 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成22年第4回(12月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成22年12月21日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 32名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当理事 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 危 機 管 理 監 兼危機管理課長 亀 崎 義 夫	総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保井太郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻下一博

議会議務局副理事 大山鐵男

議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程1 | 三常任委員長報告 |
| 日程2 | 議案第100号 平成22年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件 |
| 日程3 | 議案第101号 平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程4 | 議案第102号 平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程5 | 議案第103号 平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件 |
| 日程6 | 議案第104号 平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程7 | 議案第105号 岬町の休日定める条例の一部を改正する件 |
| 日程8 | 議員提出議案第5号 町長の専決処分事項を指定の一部を改正する件 |
| 日程9 | 意見書案第3号 「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書（案） |
| 日程10 | 議会運営委員長報告 |
| 追加日程11 | 議員提出議案第6号 岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件 |
| 追加日程12 | 議員提出議案第7号 岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件 |

(午前10時00分 開議)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第4回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時ジャストです。

本日の出席議員は13名、欠席議員は1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○竹内邦博議長 日程1、「三常任委員長報告」を行います。

過日、12月3日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただき、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、奥野 学君。

○奥野事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、12月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

まず、議案第87号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第88号、平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第92号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第95号、災害復旧事業施行の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第96号、大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件については、委員会記

録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第99号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹内邦博議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 實君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました2件の議案については、12月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第87号、平成22年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第93号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹内邦博議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、川端啓子君。

○川端総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

12月3日の本会議において、本委員会に付託されました7件の議案については、12月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第87号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第89号、平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第90号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第91号、平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第94号、岬町基本構想策定の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論・反対討論・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第97号、泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第98号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹内邦博議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第87号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論、賛成討論。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 続いて、賛成討論。

中原議員。

○中原 晶議員 本補正予算につきましては、全体としては緊急かつ必要な予算措置であることを認める立場であります。

補正予算の中に含まれているものについて、2点ほどご要望をこの場で申し上げておきたいと思えます。

1点目は、公営住宅の管理費として計上されている約17万円の費用についてであります。これは、悪質な滞納者と確認された場合に、家賃の督促を行うと、それに係る経費として計上されているというものであります。内容によっては明け渡しに至る事態が予測されるものでありますので、慎重な対応と見きわめを行っていただくことと同時に、議会に対して実態をありのままご報告をいただき、不合理な判断は慎むようにこの場で求めておきたいと思えます。

2点目は、橋梁整備費として、門前橋のかけかえを行うという予算措置についてであります。7月に起こった集中豪雨の被害もありまして、今回、門前橋のかさ上げをし、かけかえをするということを聞いております。このことについては積極的に評価するものであります。近隣住民の皆さんに対しては丁寧に説明をし、合意を得ることをきちんと行っていただきたいということを、この場で改めて求めておきたいと思えます。

と言いますのも、深日にあります尾和橋についてですが、こちらでも以前かけかえが行われまして、この尾和橋につきましては、橋全体のコンクリート部が非常に多くて見通しが悪くなったという声を聞いております。この橋の近辺での車両事故を不安視されている住民の方もおられますし、また、橋からの眺めを楽しんでいた方にとっては、コンクリート塀が高くなることで川も海も見えなくなってしまったと残念がる声も耳にしております。

こういったことのないように、住民の皆さんの声に耳を傾けつつ安全性を高めるような工事が行われるように努力していただきたいと、この2点についてご要望申し上げて賛同したいと思えます。

○竹内邦博議長 次に、反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第87号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教・厚生・事業の三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第88号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第88号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

議案第89号「平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号「平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議案第90号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次）の件」について、
討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第90号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次）の件」
について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、討
論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第2次）の件」に
ついて、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行
います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第92号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の件」について、
起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

議案第93号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対の方の討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、賛成の中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、厚生委員会の場でもご意見申し上げたところではありますが、この場におきましても改めてご要望申し上げておきたいと思っております。

指定管理者制度の導入そのものには反対の立場であることはかねてから申し上げてきたところではありますが、5年間の長生会の皆さんによる運営のもとで、特段、住民サービスの低下等の訴えは耳にしていないところであります。本来は、岬町が直営で行うべき施設の運営を地域の方のご尽力により支えていただいているものと認識しているものであります。

当初より懸念していた運営にかかわる財政上の問題においても、来年度から不足が見込まれる部分については予算措置が行われる方向性も示され、指定管理者との合意が得られたということが確認されたところでありますので、今後、より一層の町からの支援を改めて求めて賛同するものであります。

○竹内邦博議長 ほかに反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第93号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、起立により採決します。

本件について、厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

議案第94号「岬町基本構想策定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成討論、反対討論、どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹内邦博議長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは反対討論、中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましても、総務文教委員会場で質疑もさせていただきまして、討論にも参加いたしました。この場でも改めて私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

基本構想策定の件につきましては、来年度からの10年間にわたる町の大きな方向性を定める総合計画の基本的な内容でありまして、総合計画は町の最上位に位置するものであり、全体としては必要な事項、また、積極的な内容がうたわれていると認識しているものであります。

しかしながら、委員会場でも申し上げましたが、道路計画については負の遺産というべき(仮称)加太岬スカイライン構想を進めるという事柄が記されたままとなっております。公共事業すべてに反対というような立場ではありませんが、(仮称)加太岬スカイラインにつきましては、将来的には和歌山と淡路島を連絡する紀淡連絡道路と結ぶという構想でありまして、国政上において紀淡連絡道路の実現は断念している状況であります。

また、社会的にも開発を中心とするものから、新規の道路建設は必要なものととどめ、既存の都市基盤を維持活用することが求められているという状況の中で、(仮称)加太岬スカイラインについては不要不急の公共事業であると考えます。

総合計画という重要な計画の中に、このような時代おくれの計画を盛り込むべきではないという立場から賛成できないと考えるものであります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第94号「岬町基本構想策定の件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○竹内邦博議長 起立多数です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

議案第95号「災害復旧事業施行の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第95号「災害復旧事業施行の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

議案第96号「大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、賛成どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、原案に賛成の方の中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、9月議会において、水道事業の形態の変更にかかわって懸念するところを既に申し上げたところであります。

大阪市を除く大阪府下の市町村で広域的に水道事業を運営するというにかかわって、改めて岬町に対してご要望を申し上げておきたいと思っております。

水道を供給するというに当たって、安全で廉価な水を安定して供給するという行政の責任を十分果たしていただきますように、改めて求めて賛成したいと思います。

○竹内邦博議長 反対の方からの発言を。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第96号「大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」について、起立により採決いたします。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

議案第97号「泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

○中原 晶議員 はい。

○竹内邦博議長 反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 賛成の方の討論を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、総務文教委員会の中でもご意見申し上げたところでありますが、改めてこの場で要望を申し上げておきたいと思います。

泉南地域の広域行政推進協議会につきましては、1980年にこの協議会の設立が協議をされ岸和田市以南の行政権の連携を進めてきたところでありますが、当初の目的が達成されたので協議会を廃止するというように聞き及んでおります。

委員会の中で、この協議会の目的の一つに、市町村合併のねらいがあったのではないかと、過去の総務省の通知をもとに質問をしたところでありますが、そのことを理事者側はお認めにはありませんでした。

しかしながら、先ほど申し上げた総務省の通知においては、広域行政圏計画を市町村合併を進めるためのこにしようとする意図としてありありと見てとれるものだったと考えるものであります。市町村合併や道州制は住民の皆さんに不利益をもたらすものであると考える立場から、この協議会を廃止することは大変結構なことだと考えるものでありますし、同時に進めてきた方々においては、真剣な総括が求められると考えるものであります。

また、今後、この協議会を廃止するに当たって、近隣市町との連携や協力は引き続き必要に応じて行うべきと考えるものでありますが、権限移譲の問題など慎重な検討と判断が求められるものについては、住民の利益を守る立場で一つの自治体として主体的な判断を行っていただくように改めて求めて賛成したいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 反対の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第97号「泉南地域広域行政推進協議会の廃止に関する協議の件」について、起立により採決いたします。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

議案第98号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第98号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第99号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

○竹内邦博議長 日程2、議案第100号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第100号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動、人事院勧告等に準じました議員期末手当及び職員給与に係る人件費の調整に加えまして、去る11月26日に成立いたしました追加経済対策に係る国の補正予算（第1号）関係のうち、現時点で予算化できる経費、さらに、一般会計補正予算（第5次）編成後、早急に対応が必要となった経費につきまして編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,305万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,736万6,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、国の補正予算分といたしまして、地域住宅支援総合交付金30万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、既存民間木造住宅の耐震改修につきまして、現在の補助制度に加えまして、1戸当たり30万円の上乗せ補助を行うものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整といたしまして財政調整基金繰入金2,355万4,000円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページ、4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動及び人事院勧告等に準じた給料、職員手当等、共済費に係る議員期末手当及び職員給与費の調整を行っております。これらの職員給与費等につきましては、歳出予算の各費目に計上している関係上、内容の説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、議会費につきましては、議員期末手当及び職員給与費153万円を減額計上いたしてお

ります。

総務費につきましては、職員給与費2,464万8,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、2,370万3,000円を減額計上いたしております。主な内容として、一般会計職員で支弁する職員給与費のほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計で支弁する職員給与費に係る国民健康保険特別会計繰出金1,162万6,000円、介護保険特別会計繰出金69万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、職員給与費892万7,000円を減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、職員給与費281万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、職員給与費42万7,000円を減額計上いたしております。

土木費といたしましては、51万7,000円を計上いたしております。主な内容として、一般会計で支弁する職員給与費のほか、下水道事業特別会計で支弁する職員給与費に係る下水道事業特別会計繰出金164万1,000円に加えまして、歳入予算のところでご説明させていただきましたとおり、既存民間木造住宅の耐震改修に対しまして、現在の補助制度に加えまして国の補正予算による上乗せ補助金30万円を計上するものでございます。

教育費につきましては、1,644万8,000円を計上いたしております。主な内容として、職員給与費のほか、淡輪幼稚園の既設水道管にさびが発生したために、水道管の更新を行うための工事請負費130万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今回の第6次補正予算のうち、歳入の補正予算、これをおいて財政調整基金繰入金を2,305万4,000円減額していますが、この歳出予算は、大部分は人件費の補正となっております。補正予算の内容から、何点が質問させていただきます。

1点目は、人件費は地方交付税で賄うべきであると思いますが、今回の予算は、なぜ財政調整基金を減額補正するのか、その具体的な理由を伺いたい。

2点目は、補正の時期の問題ですが、本議会には既に一般会計補正予算（第5次）が提出され、審議が行われましたが、その補正予算に含めて予算化すべきであったと考えますが、なぜ、あえ

と一緒に補正予算化せずに、今回のこのように分離して補正予算化する必要があったのか、その具体的な理由を伺います。

3点目は、今回の人件費の減額補正により、職員1人当たり、平均してどの程度の減額となっているのか伺いたい。

この3点の答弁を願います。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

最後の人件費の件もございしますが、今回の補正予算関係でございますので、私のほうから3点について答えさせていただきます。

まず、財政調整基金の減額補正する具体的な理由ということで、人件費を初めとする歳出経費を賄う財源には、特定財源が見込まれるもの以外は、町税や地方交付税などの一般財源で予算化しておるところでございます。

しかし、本町では厳しい財政状況から、歳出経費を賄う一般財源につきましては町税や地方交付税ではその全額を賄いきれないため、この不足する財源として財政調整基金の繰入金を臨時的に予算化しておるところでございます。

こうしたことから、今回の補正予算では一般財源を減額する内容であるため、まず臨時的な財源であります財政調整基金の繰入金を、町税等に先立ちまして減額補正するものでございます。

2点目の、なぜ今期議会において追加提案するのかということでございますが、今回の補正予算の内容は、主に人件費に係る補正予算でございます。これに係る補正予算の時期といたしましては、当然、和田議員のご指摘のとおり、本12月議会にあわせまして必要な予算を調整して提案すべきであるという認識は持っております。

しかし、今般の人事院勧告におきましては、マイナス勧告となっております。また、財政再建に資するため実施しておるところの町独自の給料の減額措置等の取り扱いがございまして、十分その辺を調整する必要から、本議会での議案提出の時期に間に合わない状況となったことによりまして、やむを得ず今般の追加提案となった次第でございます。ご理解願いたいと思います。

次に、3点目の、今回の補正予算での職員1人当たりの減額額は幾らかということでございますが、今回の補正予算総額は2,305万4,000円を減額するもので、そのうち一般会計で負担する人件費に係る補正予算額は1,397万3,000円の減額でございます。

この減額補正額を当会計の一般会計で支出する職員数、139名でございます。これから、先ほどの金額をこの人数、職員数で割りますと、補正予算額としては10万1,000円ということ

になります。

なお、この人件費の減額補正をする要因は、今般の人事院勧告に基づく期末勤勉手当などの減額、財政健全化に資するための町独自の減額措置及び会計間の移動に伴う補正などが、先ほど説明させていただいた主な内容でございます。

以上です。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今の答弁でわかりました。

次に、答弁は要りませんが、行政改革を進めなければいけないということで十分わかりますが、職員の給与の見直しには慎重な対応をするよう要望をしておきます。

以上であります。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 2点お聞きしたいと思います。

都市計画総務費の中で、先ほど、説明もありましたが、既存民間住宅の耐震診断をするときに補助金を手当するというものについて一つお聞きしたいと思います。

この補助金は、なかなか申請数が例年少ないようにこれまでもお聞きしていたんですけども、今年度については、現在の申請数はいかほどかお聞きしておきたいと思います。

それから、緊急的な措置ということで、淡輪幼稚園の水道管の工事について、今回、予算計上されておりますが、老朽化等の実態がどのようになっているのかお聞きしておきたいと思えます。

○竹内邦博議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 耐震診断及び耐震改修についてお答えいたします。

耐震診断につきましては、17年度に1戸、19年度に2戸、実績がございます。耐震改修につきましては、20年度に1戸、実績がございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷清君。

○古谷教育次長 お答えいたします。

幼稚園の改修工事でございますけれども、この件につきましては、11月の末でございましたが、水道がひどく濁るという事象が発生いたしました。この水道管は鉄管でございます、約35年前に布設されたものでございます。

過去には漏水等もございまして、その都度、ビニール管に布設がえはしてきたところでございます。ただ、まだ全部がかえておらなかったということで、さびがひどくなったというような状況でございます。

布設がえをしない限り、この状態は改善しないということがわかりまして、この冬の季節にインフルエンザの予防でありますとか、ノロウイルスの予防のために子どもたちには手洗いとうがいを励行させておるところでございます。安全、衛生面ということから考えて、きれいな水道水の確保というのは必須やというふうに考えまして、今回、経費130万円をお願いしているところでございます。

なお、工期につきましては、議決をいただければすぐかかりまして、来年、新しい新学期にはきれいな水が確保できるというような日程で進めたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 賛成討論の方、おられますか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの質疑におきまして、幼稚園の水道管の布設がえにつきましては、緊急かつ必要な措置であると認識したところであります。

耐震診断につきましては、申請件数は非常に少ない状況であるようではありますが、今後も希望される方が制度を十分利用できるように、また、制度をご存じない方においては利活用を図られるように周知をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

また、本件につきましては、先ほど説明の中でありましたけれども、マイナス人事院勧告でありましたが、それにならって一般職の一時金のカットが見込まれておりまして、せんだっての11月の臨時会の時点で私の意見は申し上げたところでありますが、職員の皆さんの職務への意欲や住民への影響、地域経済への影響を考慮すると賛成しがたいものが含まれていると考えるものであります。

しかしながら、今回に限っては必要かつ緊急の措置にかかわる予算が計上されていること、あわせて、職員の一時金のカットについては労使間の合意が得られたことを聞いておりましたので、それらのことをかんがみて、労使間の交渉については今後の誠実な交渉を期待する立場で賛同したいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の発言を許可します。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議案第100号「平成22年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程3、議案第101号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部理事、岡本茂君。

○岡本住民福祉部理事 日程3、議案第101号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、概要を説明いたします。

今回の補正予算は、国民健康保険会計で支弁する職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う職員給与に係る人件費の調整に伴う経費につきまして補正を行うものであります。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ1,162万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,454万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページ、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてごらんください。

歳入予算につきましては、繰入金としまして職員給与費等繰入金としまして1,162万6,000円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。同じく、議案書の2ページ、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳出予算につきましては、総務費としまして、職員給与費等で1,162万6,000円を減額補正するものでございます。

以上が、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に関する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第101号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程4、議案第102号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○竹内邦博議長 都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程4、議案第102号、平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う職員給与に係る人件費の調整に伴う経費につきまして編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1

64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,974万2,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。繰入金といたしまして、一般会計繰入金164万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

職員給与費といたしまして、総務費につきましては361万9,000円増額計上する一方、事業費につきましては197万8,000円を減額計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第102号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次）の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程5、議案第103号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部理事、南康明君。

○南住民福祉部理事 日程5、議案第103号、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、ご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告等に準じた職員給与に係る人件費の調整に伴う経費につきまして予算を計上しています。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,703万3,000円とするものです。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページ、6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

保険料といたしまして、特別徴収保険料、普通徴収保険料合わせまして6万8,000円、国庫支出金につきましては地域支援事業交付金13万6,000円、府支出金につきましては、同様に6万8,000円、繰入金につきましては一般会計繰入金といたしまして地域支援事業繰入金、職員給与費等繰入金、合わせまして69万6,000円を減額計上するものです。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出におきまして計上いたしております職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて計上させていただくものです。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明します。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

職員給与費といたしましては、総務費につきましては76万4,000円を減額計上する一方、地域支援事業費におきましては34万円を増額計上するものです。

以上が、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第103号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程6、議案第104号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程6、議案第104号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件につきまして、概要を説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う職員給与に係る人件費の調整に伴う経費につきまして編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。まず、収益的支出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては3ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。第2条の表をご参照ください。

収益的支出予算の総額から1,214万8,000円を減額し、収益的支出予算の総額を5億8,341万5,000円とするものでございます。

営業費用につきましては、人件費の費用として1,214万8,000を減額するものでございます。

次に、資本的支出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。第3条の表をご参照ください。

資本的支出予算の総額から39万3,000円を減額し、資本的支出予算の総額を2億4,797万2,000円とするものでございます。

建設改良費につきましては、人件費の費用として39万3,000円を減額するものでございます。

第4条及び第5条につきましても、人件費の減額に伴う補正でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これより、議案第104号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第3次)の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。次の再開は11時15分です。よろしくお願いいたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○竹内邦博議長 日程7、議案第105号「岬町の休日定める条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程7、議案第105号、岬町の休日を定める条例の一部を改正する件につきまして、説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、年末年始におけます社会経済情勢の変化に対応するため、本条例に所用の改正を行うものでございます。

岬町役場の年末年始の休日につきましては、平成16年度に見直しを行いまして、12月30日から翌年の1月4日の6日間というふうになっておりました。

しかし、近年は全国的に見まして、年末年始の休日が国と1日スライドしている団体が少ないということや、1月4日に開庁していないことへの苦情が各団体にも多く寄せられているところでございます。

これを受けまして、堺市が平成21年度の年末年始から国どおりの12月29日から翌年の1月3日を年末年始の休日に見直しをしておるところでございます。泉州地域のほかの各市町におきましても来年の平成23年度から年末年始の休日を国どおりとする状況にございます。

お隣の阪南市、泉南市も改正議案を12月定例議会に上程している状況でございますので、本町におきましても、近隣の自治体に歩調を合わせ広域的に同じ年末年始の休日に見直すものでございます。

次に、改正の内容について説明をさせていただきます。議案書及び新旧対照表をごらんください。

年末年始の休日について、第1条、第1項、第3号中、「12月30日から翌年の1月4日」を「12月29日から翌年の1月3日」に改め、施行期日は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

なお、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても、「12月30日から翌年の1月4日」を「12月29日から翌年の1月3日」にあわせて改正をお願いするものでございます。

なお、住民への周知期間につきましては、平成23年度の年末年始まで1年間という十分な準備期間がございます。広報岬だよりや町のホームページ、また各施設においてわかりやすく掲示しまして、広報活動に努めるなど、住民の皆さんに混乱が起きないように万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上が条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成、反対討論ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹内邦博議長 反対討論の方。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 それでは、次に原案に賛成の方の発言を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、委員会付託もありませんのでこの場で要望も含めて申し上げておきたいと思います。

これまでは、民間におきまして1月4日から仕事始めというところがあった保護者の方などから、保育所が5日からしか始まらないということで、4日からの始業を求める声を耳にしておりましたので、社会的な背景にこたえていくということで評価するものでありますが、反対に、12月29日から休日になるということで、影響が残る部分も出てこようかと思っておりますので、その部分につきましては必要であれば適切な手だてを講じることを求めたいと思います。

同時に、先ほど説明の中で申し上げられましたが、住民の皆さんへの周知や広報についても意欲的な説明があったところでもありますので、その方向で十分に周知徹底を図っていただくように重ねて要望申し上げて賛成いたします。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第105号「岬町の休日を定める条例の一部を改正する件」を、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程8、議員提出議案第5号「町長の専決処分事項を指定の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第5号、町長の専決処分事項を指定の一部を改正する件を、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員 和田勝弘。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 奥野 学、豊国秀行、出口 實、川端啓子、辻下正純、辻下文信、反保多喜男、以上であります。

提案理由は地方自治法第96条に規定する議決事件のうち軽易な事項については、その都度、議会を開催することが困難であるため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項について町長の専決処分事項に指定するものであります。

町長の専決処分事項指定の一部を改正する件、案について説明いたします。

裏面をご参照願います。

町長の専決処分事項を指定。平成18年3月23日議決の一部を次のように改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号第180条第1項）の規定により、町長が専決処分することができる事項に、次の事項を加える。

町営住宅の滞納家賃の納入及び住宅の明渡請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○中原 晶議員 どちらでもありません。

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

○中原 晶議員 ほんならどうしよう、賛成しよか。

○竹内邦博議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に賛成討論。

中原 晶君。

○中原 晶議員 専決処分につきましては、かねてから首長による乱用が行われることのないように指摘してきたところであります。

専決処分は、主には地方自治法179条の議会を招集する時間的余裕がないという理由で専決処分を可能とするとされている規定に基づき、町長の判断において行われてきたところであります。

今回に至っては、地方自治法180条の規定に基づき、議会があらかじめ定めた事項については町長の専決処分を認めるという内容のもので、その事柄には条件がありまして、軽易な事項というふうに条件が付されているところであります。

先ほど、提案の説明にもあったとおり、今回の議員提案においては、これまで50万円以下の損害賠償事故を起こした場合に限って議会が専決を認めるというものでありましたが、そこに新たにもう1件加えるというものであります。

今回、追加しようと提案されているものについては、平たく申し上げますと、町営住宅の家賃を悪質に滞納したものに対して督促を行い、訴訟になった場合、本来であれば議会の議決が必要であるところを、議会に諮ることなく町長に一任するといったものであります。

急を要するとはいえ、本来であれば議会に対して滞納の実態を明らかにし、訴訟を行うに当たっては議決を得るべきであることから、必要に応じて臨時会も含めて開催することで対応すべきところであるというふうに考えるものであります。

ケースによっては強制的に家を追い出されるということになる可能性もあり、とても軽易な事項とは認めがたいと考えるものであり、先日の議会運営委員会の場でも、町長の口から、軽易な事項とは考えていないとの答弁を得ているところであります。

しかしながら、悪質な滞納者という事実が認められた場合、放置をしてもよいという立場では

決してありません。同時に、議会に事実と実態の説明もなく、審議すらしないでよいという軽易な事項とは考えられないと認識しているものであります。

今回、地方自治法180条を用いて議会の権能を弱めることにもつながりかねず、首長による乱用をより一層招きかねないため、専決処分の指定については特に慎重に行うべきであると考えられるものであります。

しかしながら、議員提案でもあり、深刻な町財政の運営が続いているもとの、悪質な滞納であるということが客観的に確認された上での措置を妨げる立場ではありません。

賛否については、決しかねると言いたかったところでもありますけれども、この場においては賛同をさせていただくと同時に、議会に対して事実をつまびらかに報告されること、また、慎重な専決処分の運用を改めて求めたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号「町長の専決処分事項を指定の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程9、意見書案第3号「『戦没者等の妻に対する特別給付金支給法』の時効撤廃を求める意見書(案)」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

5番議員、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第3号、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書(案)、本議案を別紙のとおり岬町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、岬町議会議員 和田勝弘。

賛成者は次のとおりです。

敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 出口實、辻下正純、辻下文信、谷本貢、鍛治末雄、反保多喜男、豊国秀行、以上のとおりであります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の時効撤廃を求める意見書（案）

戦没者の妻への特別給付金の支給を決めた「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」で、本来特別給付金を受け取ることができる人たちのなかで、国、自治体から通知が届かなかったため請求ができず、1963年（昭和38年）以来、この法律にある3年の消滅時効を理由に給付金を受け取れていない人が全国で9万7,259人おられ、総額962億円にも上っている。

2007年（平成19年）3月7日の国会（参議院予算委員会）では、そもそもこの特別給付金制度は、戦没者等の妻が夫を戦争で失ったことによる精神的苦痛に対し、国として慰藉するために支給するとしてつくられたものであると答弁されており、国による実務の不備と時効条項があるため慰藉されない人ができてしまったではすまされない。

また、国がこの受給権者名簿のデータをコンピューターで整理しはじめた際に、実務担当者の人手が足りないことを理由に、申出のあった人だけを登録したため、それまで手書きの名簿に載っていた人でさえも多くの人が漏れてしまっており、国が恩給受給者の名簿と戦没者妻の名簿を照らし合わせていればこうしたことが起きなかったと指摘されている。

よって、本町議会は国会及び政府に対し、時効撤廃のために早期に立法措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月21日、大阪府泉南郡岬町議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対討論の方。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 賛成討論の方。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、提案者の説明によって受給権を有しながら、また歴史的にも大変ご苦労された方々が給付金を受け取れない状況が残されているということが説明されたところであります。

本意見書の趣旨に賛同し、受給権を保障するべきという立場から本案に賛成するものであります。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 反対の討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第3号「『戦没者等の妻に対する特別給付金支給法』の時効撤廃を求める意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 暫時休憩を求める次第です。

(「了解」の声あり)

○竹内邦博議長 ただいま、鍛冶末雄君から休憩の動議が提出されました。

この動議は賛成者がいますので成立しました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○竹内邦博議長 日程10、議会運営委員長報告を行います。

過日、9月22日に本会議において、議会運営委員会に付託いたしました議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、議会運営委員会で慎重に内容の審査をしていただき、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、中原 晶君。

○中原 晶議会運営委員長 議会運営委員会の報告を行います。

岬町議会議員定数条例の一部を改正する件について、9月議会において慎重な審議が必要であるという立場から議会運営委員会に付託されて以来、委員会を3回、委員会協議会を3回開催し、慎重に審議を行いましたので、その概要をご報告いたします。

まず、10月8日の議会運営委員会で議員定数削減の案件についての審議の進め方について検討をし、委員会に所属していない議員にもかかわる重大な問題であることから、全議員の出席による委員会協議会を開催し、全議員で検討することとなりました。

委員会協議会は、10月13日、11月2日、11月24日の3回開催し、案件の審議に必要な関係資料の請求がありました。

資料については、他の町村と比較検討するために、大阪府下10町村と岸和田市以南の近隣市における議員定数と報酬、政務調査費の現状、人口や世帯、町村の面積などを示す資料が提出されました。加えて、議員定数削減や報酬削減なども報告されました。

人口や世帯数では比較しづらく、面積では他の市町村に比べて議員1人当たりの面積が広いことが指摘されました。また、岬町における議員定数や報酬の削減などについても資料が提出され、これまでの推移についても確認されました。

岬町においては、町制が施行された1955年以来、当時の地方自治法で定められていた法定数30名に対し26名の議員定数を条例で定めておりましたが、1967年の地方選挙から議員定数を22名と4名減らし、その後は、1987年の地方選挙時には2名減少の20名、2003年には4名減少の16名、前回の地方選挙である2007年には2名減少の14名という議員定数を定めてまいりました。

さらに、常任委員会における研修費は2005年度より廃止し、議会交際費の削減、議会事務局の職員を実質4名から3名に減らすなどの努力を行い、平成21年度においては平成8年度

と比較して決算額において議会費をおよそ5,000万円減少させたことが報告されました。

では、委員会及び協議会で出された主な意見を申し上げます。議員定数削減について、議員の皆さんから大きく3つの立場からの意見が出し合われました。

1つ目は、2名の議員定数削減を行うべきという立場。2つ目は、議員定数削減は行うべきでないという立場。さらに、3つ目は議員定数削減ではなく、経費の削減で財政に寄与するべきという立場であります。

1つ目の、2名の議員定数削減を行うべきとの立場の議員からは、住民の皆さんから議員定数削減を要望する意見が多く、町財政が厳しいことも考慮すると、議員みずから身を削るべきであるといった意見や、国会でも衆議院の比例定数削減の動きがあり、一部の地方でも議員定数を半減しようという動向があること。日当制を導入している自治体もあることから、議員定数を減らすことが妥当であるとの意見がありました。また、議員が減ることによって委員会の再編の可能性がある、議案の審議における議員の負担が増すことが考えられるが、各議員がより一層頑張ればよいという意見がありました。

2つ目の、議員定数削減は行うべきでないという議員からは、これまで繰り返し議員定数を削減してきたため、これ以上削減することで民意の反映が十分できなくなるのではないかとといった懸念や、議員定数削減を行ったからといって町財政が持ち直すとは考えられず、むしろ議会のチェック機能を発揮して無駄を削るなど、議員の役割を發揮するために定数は削減するべきではないといった意見がありました。また、議員定数を削減すると、常任委員会の構成と審議が困難になるという懸念から、議員定数削減は望ましくないといった意見も出されました。

3つ目の、定数削減ではなく、経費削減によって財政に寄与するべきという立場の議員からは、先に挙げた定数削減による悪影響を懸念する意見に加えて、議員報酬や議会事務局の職員を減らすことで、議員定数は維持したままでも財政に寄与することができるという意見があり、議員報酬の10%、15%を削減した場合、さらに政務調査費を削減した場合、どの程度の財政効果があるのかを算出した資料が提出され、議員定数削減ではなく、議員報酬の削減などで町財政に寄与するべきという意見がありました。

3回の協議会における意見を踏まえて、各委員が慎重に検討を重ね、本日12月21日の議会運営委員会において討論と採決を行いました。結果、討論はなく、挙手多数で可決されました。

なお、議員定数削減に対する立場を問わず、議員の活動が住民の皆さんに見えづらいという意見が複数あり、議会からの情報発信や議会の公開をさらに進めるなど、議会改革が必要である旨の意見が出されたことも申し添えて、私の報告を終わります。

○竹内邦博議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、議会運営委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対討論の方の発言を求めます。

辻下正純君。

○辻下正純議員 反対討論を述べさせていただきます。

先の臨時議会におきまして、期末手当の減額を議員提案で可決したところではありますが、さらなる減額が必要なことを認識しておるものとして、これに定数削減に対して反対するものであります。

今、日本を取り巻く社会経済情勢は大変厳しいものがございます。岬町の財政におきましても、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を行政だけでなく、議会ともども余儀なくされていることは承知のとおりであります。

岬町行財政改革の推進を目的として経費の削減を図るため、議員定数の削減を行うという提案理由を述べられておられる方もございますが、現状維持と述べられている方もございます。定数については議論することが大事であります。しかし、議員がなぜ存在しているのか議員自身が自覚し、地方議会制度がどういう意識を持たなければいけないのかを考える必要があります。

定数削減を提案されておる方々は、2名の削減により効果額約1,000万円になると主張されておりますが、私どもは、先の議会運営委員会に提案させてもらったのは、報酬金額の15%カットをし、政務調査費を全額カットすることにより、約1,300万円の効果額が生まれるというものであります。

田代町長も先頭に立ち、行財政改革を進めておる中で、私も含め、議会議員はいかに町民の民意を反映させ、行政が行うサービスに対して、慎重で深い議論で賛同、反対、指摘、要望、助言、監督するのに定数削減で真の民意が反映できるのでしょうか。よって、ここに議員定数削減に対し反対するものであります。

以上でございます。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

川端啓子君。

○川端啓子議員 議員提出議案第3号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町の財政は、地域経済の低迷、また世界的な金融危機による企業業績の悪化に伴う個人所得の減少などにより、非常に厳しいものがあります。そのため、議会においては本年4月より行財政特別委員会を設置し、全議員が所属し審議を重ね、また、この行財政改革特別委員会と並行して、住民さんの代表による行財政改革懇談会も設置され、来年度予算編成に向けて広くご意見をいただけてきました。

そのまとめを現在報告するための住民説明会が各地区で開催されている現況であります。また、この行財政改革特別懇談会でいろんなご意見があったとお聞きしておりますが、特に議会の行財政改革、議員の定数についてのご発言もあったと伺っております。私も町内を歩く中で、よくお聞きすることは、議員の定数は削減してほしいというご意見であります。

議員定数を削減するに当たっては、いろんな不安要素もあります。議会構成は大丈夫か、民意の反映については大丈夫かと危惧するご意見がありますが、例えば、先の9月の決算議会を振り返ったときに、事業委員会、厚生委員会、総務文教委員会の順番で開催されましたが、その3つの常任委員会の所要時間が一番長かった厚生常任委員会ですら、午前10時から始めて午後2時21分には閉会しているという状況です。

また、今回12月議会では、3つの常任委員会すべて午前中に終了しておりますし、事業委員会においては1時間もかかっておりません。このことから、議会構成については、現在の3常任委員会を二常任委員会にすることも可能と思われれます。

また、民意の反映につきましては、お隣の阪南市が9月1日時点の人口は5万8,429人です。阪南市議会議員は16人、議員1人当たり約3,652人です。また、当岬町の9月1日時点の人口は1万8,132人、議員が14人で計算した場合、議員1人当たり約1,295人。また、この条例が可決されて12人になって計算した場合、議員1人当たり1,511人で、それでも阪南市の2倍以上の民意の反映が期待されると思います。

岬町は面積が広いんだと、そういった言葉がありますけども、面積が広いといっても12人の議員で頑張れないわけがないと思います。私は、議員は削減して、その浮いた経費で住民さんに喜んでいただける施策を実施してほしいと思います。

例えば、今般、国が三ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、HIVワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの助成を行うということで国の補正予算が通っておりますが、これも満額でなくて各

自治体における負担分もあるということで、国の補正予算が通ったことにより、このワクチン助成が各自治体で進んでおりますけれども、それぞれの地元でも出さないけないということで、実施に当たっての各自治体ばらつきがあるのが現状であります。

住民さんが安心して暮らせる施策を実施するには、本当に、今以上の岬町の予算が必要であります。議員はみずからの身を削ってでも住民さんの安心、安全対策に寄与しなければいけないと思います。また、そうすることにより、今後の行財政改革に住民さんの理解が得られると思います。

よって、議員の定数を削減する議員提出議案第3号、岬町議会議員定数条例の一部を改正する件に賛成することで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対される方。

辻下文信君。

○辻下文信議員 先ほどの辻下正純議員の反対討論で細かい説明がありましたので、私は概略説明で反対意見を言わせていただきます。

ただいまの定数削減の事案に対しましては、行財政改革の一環として2名定数分の歳費削減につながるという点においては一定理解できるといたしましても、議員定数削減によって議会運営に支障を来さないかという問題点と、議員による民意を反映する力が弱まらないかという点を懸念します。

具体的に言いますと、皆さんご存じのように、岬町は面積が広くて居住区域が東西に非常に長く、細長く伸びている立地条件にあります。情報過多の現在社会におきまして、岬町におきましても住民と議員の連携が今後ますます強化される必要に迫られております。そんな中で議員定数が削減されることは住民の声が届きにくいエリアの発生することや、とりわけ気軽に相談できる議員が少なくなるということを大変危惧します。

そこで、私は行財政改革の一環として議員定数の削減を提案するなら、議員定数削減2名分以上相当分の議員報酬の削減と政務調査費の全面カットをしたほうがよいと考えます。したがって、定数削減には反対するものであります。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 議員定数2名削減の賛成討論を簡潔に申し上げます。

現在の町財政は非常に厳しい状況で、今後、町民の皆様方へもいろいろご協力していただくこ

とがふえてまいります。議会においても経費のさらなる削減を図るため、議員定数削減や議員報酬削減など、いろいろ各議員が積極的に検討中です。現状のままでよいという議員は1人もいないと思います。

現在、この時期で一番優先して考えるべきは、議員削減であるということです。なぜなら、今、この時期に削減しなければ4年先の平成27年度しか次の機会が回ってきません。

議員報酬の削減はその次に考えるべき提案であると思います。なぜなら、定数削減してもなお厳しい財政状況であれば、いつでも議員条例の改正を提案し、可決すれば議員報酬削減が実施できます。

以上より、議員定数2名の削減を強く賛成します。

以上。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を求めます。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 いろいろな意見を聞かせてもらっております。

私、反対討論ですが、両辻下議員がほとんど内容的にはご議論されてますので同じような話になると思うんですけど、やはり、今現在、岬町の町財政計画の推進をあくまで目的として経費のさらなる削減を図るために議員定数を削減をやっていこうという考え方もあるでしょうけど、本町は先ほど辻下議員が言われてましたように、他の市町村に比べて人口の割には行政面積が広い分、定数を減らすと広く住民の皆さんの声が町行政に反映することができないおそれが生じてまいると思います。

そこで、議員定数を減らすことなく、また経費のさらなる削減を図るために、議員報酬の削減案を我々としては提供したいと思います。

議員2人を減らす分以上の約1,000万強の分を、今、提案させてもらっているのは1,300万強の削減ということで、一生懸命に削減した中で少ない報酬にはなりますが、一生懸命やっていたいと、そういうように願っておる一議員でございます。

私、一応、今の分が反対討論としての言葉でございます。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、賛成の方の発言を許します。

出口 實君。

○出口實議員 議員定数削減について賛成討論をいたします。

現在の岬町の財政状況の現状、住民感情、各市町村の動向を勘案いたしますと、議員削減は実

施すべきであります。

議員削減は4年に1回しか実施できません。この実施期間は改選時、来年の4月でございます。そういう中で、先ほど提案のあった議員報酬削減は定例議会の条例変更で可能と考えられます。だから、随時、議員報酬の削減は可能と考えます。

そういう中で、また、報酬削減を実施いたしますと行政議会運営に関心のある方々の参画が阻まれ、今の岬町の議会運営には新しい風を吹き込むべき30歳、40歳代の若い力が必要であると考えます。そういう中で、岬町の住民の方々のためであり、岬町再生のかぎであると考え、議員削減の賛成討論といたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を求めます。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議員定数削減条例に対する反対討論をいたします。

本町の厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革を推進しなければならないとの理由から議員定数の削減を行おうとしているが、私は行財政改革を推進することには賛成であります。この定数削減条例については、次の理由から反対を表明いたします。

皆さんもご存じのとおり、議会はすべての住民を代表して審議、決定をするものであります。よって、すべての住民を代表するにふさわしい議員数が必要であります。

しかし、議員定数削減は地域代表的な政策や多様な住民の意見の反映という、本来議会が持つべき機能を低下させることとならざるを得ません。

そして、議員定数の問題は、本来、住民の要求や意見が正しく反映させる真の住民自治にふさわしい地方自治とその機関をいかにつくり出していくか大所高所の観点から論じられるべきであり、今回、提案理由とされている行財政改革の観点から論じるものとは全く別のものであると考えております。こうした考えから、議員定数の削減には反対であります。

また、こうした中、議会は今でも何も必要な改革を行わなかったのかとよく質問を受けますが、議会定数につきましては、地方自治法の改正により定員数は人口段階別に上限が定められたことにより、各市町村では地域の実情に応じた議員定数を条例で定めることとしております。岬町の場合は、現在、議員定数は14名ですのでこの法律の上限より既に8名も少ない見直しを行っております。

また、先ほども行財政改革を推進することに私は賛成と申し上げております。よって、本町の行財政改革を推進するため、我々の議員報酬の一部カット及び議会政務調査費の見直しにより対

応したいと考えております。

例えば、議員報酬を15%カットし、政務調査費を合わせて見直しますと、年間約1,300万円を超える効果額が見込まれます。この額は、提案されている議員定数の2名削減による効果額を上回る効果を生み出すことになり、今後の行財政改革に寄与するものと考えております。

よって、こうした理由により、議会定数を削減する条例に反対いたします。

○竹内邦博議長 次に、原案の賛成の方の発言を求めます。

奥野 学君。

○奥野 学議員 9月定例会後、数回に及ぶ議会運営委員会での議論がなされましたが、私は、議員報酬の削減は町議会議員として志す若者にとって意欲がなくなるという思いであり、やはり、ある程度の報酬を確保すべきであると考えます。

今回の定数2人を減らした分は活動次第で十分賄えるように私は考えます。

よって、議会として定数2人減で今回の第2次行財政改革項目の一つに加えたいという思いで賛成討論いたします。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を求めます。

中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に活発な議論が行われておりますが、私も反対の立場から討論に参加したいと思っております。

これまで反対の立場で討論に参加された議員さんと主張が一部重なる部分があるかと思いますが、お許しいただきたいと思っております。

今回の議員定数の削減で、私が最も懸念することは、議員と議会の役割が十分果たせなくなるという問題であります。私が考えている議員や議会の役割と申しますのは、住民の皆さんの声を行政と議会に届けて町政に反映させるという重要なパイプ役であります。もう一つは、住民の立場、住民の目線で行政の行き過ぎを監視するというチェック機能であります。

この2つの力が議員を減らすことで弱まってしまうことになりかねないということから、議員定数削減には賛成できないと考えるものであります。

日ごろ、住民の皆さんから寄せられる相談や困り事など、私にかかわらずすべての議員が応じているところかと思っておりますけれども、本会議に限らず、さまざまな機会をとらえて行政に住民の声を届け、解決を見るために努力しているところでもあります。議員が減れば住民の小さな声が届かないという自体にもなりかねません。

また、議会や議員というのは、これまで歴史的に見て長い時間と努力を重ねて国民と住民の力でつくり上げてきたものであります。首長の権限を監視し、住民の立場で行政の行き過ぎや無駄をチェックする、また住民の暮らしの実態と願いを行政に反映させるという重要な役割を担っているのが私ども議員と議会だというふうに考えております。議員を減らすことでその役割が損なわれかねないという懸念を大きく持っているところであります。

また、もう一方で、議員定数の削減を求める住民の皆さんの声の根本には一体何があるのかということを目下よりよく考えるものであります。その根本には、議員が仕事をしていないと、議会そのものに対する不信感からではないかと考えるものであります。

そういった思いをお持ちの皆さんにとっては、本当の願いは何であるのかということ考えたときに、議員が本来の役割を果たし、議会が十分に機能することではないのかと考えるものであります。議会に住民の声が届き、住民の願いが実現される町政をつくることを住民の皆さんは願っているのではないかと考えるものであります。それを実現させるには、議員定数を減らすことではなく、議会を一層活性化させ、議員の活動が見える議会に変えていくことではないかと考えるものであります。

これまで議員定数を連続して削減してきたにもかかわらず、住民の皆さんからの議員定数削減を求める声がおさまらないのは一体なぜなのか。それは、私が先ほど申し上げた本当の住民の皆さんの願いが実現されていないからではないかと考えるものであります。

財政難の折だからこそ議員と議会の役割は一層重要であります。無駄のチェックや削られ続けてきた国や大阪府からの補助金を復活させるためにも、議会としてより一層尽力することが求められています。

今回の議員定数削減は、回り回って住民の皆さんにつけが回りかねない問題だと考えるものであります。住民の声が議会に届かなくなり、首長の権限が強まり、独裁的な政治が行われる危険性が増すものとして賛同できるものではありません。

また、先ほど来、コストの削減で町財政に寄与してはどうかというお考えも述べられておまして、議員歳費の削減についてはやぶさかではありませんが、政務調査費のカットについては賛同するのは非常に困難であると考えます。なぜならば、政務調査費というものは住民の皆さんの利益に直接つながるものであるからです。

私ども議員は、政務調査費を使って調査、研究をし、その内容を議会に反映させることもありますし、議会での議論を住民の皆さんに知らせ、議員それぞれの主張を伝えるために広報費等に政務調査費を活用することもあります。

政務調査費は、余った場合は町財政に返還するということになっております。本来の目的が行われているのであれば政務調査費は住民の皆さんの利益につながるものとするものと考えて、政務調査費まで削ってしまうということについては、住民の皆さんの利益を損ねることになりかねないという懸念を抱くものであります。

また、同時に、15%の議員歳費のカットという意見も複数出されておりますけれども、何%が適当であるのか、そのことについても慎重な審議が必要であると考えております。

本件につきましては、先ほど来申し上げた、議員と議会が果たすべき本来の役割が損なわれ、住民の皆さんに不利益をもたらしかねないという大きな懸念から反対するものであります。

以上です。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に、反対討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号「岬町議会議員定数条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての議会運営委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

議会運営委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○竹内邦博議長 起立少数です。よって、議員提出議案第3号は否決されました。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 休憩の動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

○竹内邦博議長 ただいま、反保多喜男君から休憩の動議が提出されました。

この動議は賛成者がおりますので、成立しました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午前12時36分 休憩)

(午前12時49分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま反保多喜男君ほか3名から議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」が提出されました。

この議員提出議案は、岬町議会会議規則第14条の規定により成立しました。

これを日程に追加し、日程11、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び日程12、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、日程11及び12とし、議題とすることに決定いたしました。
お諮りします。

日程11、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び日程12、議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、日程11、議員提出議案第6号及び日程12、議員提出議案第7号の2件は一括議題とすることに決定いたしました。

提出者から提出理由の説明を求めます。

岬町議会議員、反保多喜男君。

○反保多喜男議員 ただいま、議長の許可を得ましたので、議員提出議案第6号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件及び議員提出議案第7号、岬町議会政

務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件の2件を、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、岬町議会議員、反保多喜男。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者は、岬町議会議員 和田勝弘、辻下正純、辻下文信。

以上であります。

提案理由は、本町の厳しい財政状況等を踏まえ、議員報酬の15%の削減及び政務調査費の交付の一時停止を行うため、本条例に所要の改正を行うものであります。

まず、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

議員提出議案の裏面をご参照願います。岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正をする。

附則に次の1項を加える。

5 第1条の規定の適用につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、同条中「34万円」とあるのは「28万9,000円」に、「31万円」とあるのは「26万3,000円」に、「30万円」とあるのは「25万5,000円」とする。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

続きまして、岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をさせていただきます。

議員提出議案第7号の裏面をご参照願います。

岬町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年岬町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項として、附則に次の1項を加える。

2 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間の政務調査費は、第3条第1項の規定にかかわらず、交付しない。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

今回の削減につきましては、岬町行財政計画の推進を目的として経費のさらなる削減を図るため議員定数を削減するという考え方もありますが、本町は他の市町村に比べて人口の割には行政面積が広い分、議会議員の定数を減らすと、広く住民の声が町行政に反映することができな

いおそれが生じてきます。

そこで、議員定数を減らすことなく、また経費のさらなる削減を図るために、議員報酬の削減及び政務調査費の停止を提案するものであります。

現在の厳しい経済情勢等を踏まえ、議員報酬2名相当分以上の経費、2名分で約1,100万円でございますが、それ以上の削減を目的として議員報酬の15%を削減及び政務調査費を停止して、約1,300万の経費を削減するため提案するものでありますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案説明を終わります。

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これより、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 まず、原案に反対の方の発言を求めます。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 先ほど、議員定数2名削減のときに賛成討論いたしました。今は、来年の統一選挙に向けたときでありまして、まず1番目に議員の定数を諮るというのが第一だと思います。

第二の、報酬及び政務調査費のカットは、これは任期中でもいつでもできるわけです。ですから、そういう観点から反対します。

○竹内邦博議長 次に、賛成の方の発言を許します。

辻下正純君。

○辻下正純議員 反保多喜男議員の提案に対して、賛成討論をいたします。

議員定数削減に対し、議員の1人として先ほども述べさせてもらいましたが、今、日本を取り巻く社会経済情勢は大変厳しいものがございます。

岬町の財政におきましても、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を、行政だけでなく議会ともども余儀なくされておることはご承知のとおりだと思います。

田代町長も先頭に立ち、行財政改革を進められる中、私も含め、議会議員はいかに町民の民意を反映させ、行政が行うサービスに対し、慎重で深い議論で賛同、反対、指摘、要望、助言、監督するのに定数削減で真の民意が反映できるのでしょうか。

定数については議論することも大事であります。しかし、議員がなぜ存在しているのか、議員自身が自覚し、地方議会制度はどういう意識を持たなければいけないのを考える必要があります。

定数削減を提案されている方々は、2名の削減により効果額が約1,000万円になると主張されました。私どもは、その議会運営委員会に提案し今般の議員報酬等の削減を求めるに至ったわけであります。内容は、報奨金額の15%カットをし、政務調査費を全額カットすることにより、約1,300万円の効果額が生まれるというものであります。

現在の住民生活の深刻な状況及び岬町の厳しい財政状況を踏まえ、削減することで生み出される約1,300万円を住民の暮らしを守る予算に使うべきと考えたものであります。

議会運営委員会に付託を受け、これまでに委員会を3回、委員会協議会を3回開催され、熱心な議論をしてまいりました。何らかの形として結果を残すべきであるという強い認識のもと、議員報酬等の削減を行い、この提案にさらなる理解者を求めることとともに、賛同いたしたいと存じます。

よって、ここに賛成討論といたします。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の発言を許可します。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 私の9月議会における議員削減提案、先ほど否決されました。

この問題につきまして、先ほどからいろいろ皆様のご意見聞かせていただいておりますと、議員が減れば民意の反映がなかなかできにくいというふうに言われておりますけれども、この削減については民意として私が今まで聞いてきたので提案させてもらったわけでございまして、報酬の削減はまだまだ機会はあると思います。やはり、今回、この4年に一度の選挙については、議員の削減はこの今の機会しかございません。

次に機会のあるのは3月議会、こういうふうになっておりますけれども、最終は3月議会で再度提案を考えさせていただきます。

よって、今回は今の報酬削減については反対です。

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

辻下文信君。

○辻下文信議員 現在、議会としても逼迫している財政状況を何とか立て直ししようと行財政改革委員会で各事業の見直しをしております。その意味において、ただいまの反対動議の意見には同感でありまして、現在の苦しい行政の財政状況下にあっては今とるべき道としては定数削減よりもより具体的で、最も妥当な考え方ではないかと思えます。

この方法のほうが議会全体責任で一人一人の議員が財政改革に協力するという形になりますので、より一層、行財政改革への認識の高まりというものにもつながると思えますので、この動議に賛成します。

○竹内邦博議長 次に、反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議員報酬を削減する条例に対する賛成討論をいたします。

本町の厳しい財政状況を改善するため、行財政改革を推進することに私は大いに賛成であります。

しかし、行財政改革を推進しなければならないとの、ただそれだけの理由をもって議員定数の削減を行うとしたことに私は反対するとともに、その反対の反対理由について既に述べさせていただいておるところですが、こうした中、理事者側では第2次集中改革プランを策定し、この計画に基づいて行財政改革を推進することとしており、議会側としてもこの改革の方針に賛同して、その対応方法を検討した結果、議会議員の報酬を一部削減する改正条例が提案されました。

この改正内容をもとに議員報酬を15%削減する分、また、あわせて説明のあった政務調査費の見直し分を加えますと、年間約1,300万円を超える効果額が試算できます。この試算額は、先に提案された議員定数の2名削減による効果額を上回ることになり、今後の行財政改革に大きく寄与するものと考えております。

なお、この議員報酬の削減により生み出された効果額については、福祉、教育などの施策の充実に活用されることを申し添えます。

よって、以上の理由により、本条例に賛成するものであります。

○竹内邦博議長 次に、原案に反対の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これですべての討論を終わります。

中原 晶君。

○中原 晶議員 休憩動議を求めます。ご協議いただきたいことがあります。

○竹内邦博議長 ただいま、中原 晶君から休憩動議が出ましたので、賛成の方、おられますか。

(「賛成」の声あり)

○竹内邦博議長 ただいま、中原 晶君から休憩の動議が提出されました。

この動議は賛成者がいますので、成立しました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

(午後 1時09分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

中原 晶君。

○中原 晶議員 動議にご賛同いただきましてありがとうございます。

ただいま提出をされ、討論もされてきました議員提出議案第6号と第7号につきまして、より慎重な審議が必要であるという立場から、議会運営委員会への付託を求めるものであります。

理由につきましては、先ほど来、各議員のほうからさまざまな立場からの意見が述べられておりますけれども、議員の歳費の削減について削減を認める立場、認めない立場、また、その割合についても議論を深める必要があると、先ほど来の各議員からの発言を聞いていても感じるところでもありますし、私自身もより慎重な議論の上に結論を出したいという思いであります。

もう一方で、政務調査費の削減につきましても、これについては私の個人的な考えは先ほど述べたとおりであります。政務調査費そのものを削ってしまうのか、それとも減額して支給するのか、そのまま残すのか、さまざまな立場が議会の中で混在している状況であろうかと思っております。

ですので、私自身もほかの議員の皆さんも当然、町財政に寄与するという立場は同じくするものであると思いますけれども、さらに議論を深める必要が残されていると考えるものでありまして、提出されました2つの議案については議会運営委員会に付託をし、慎重な審議を重ねることを求めるものであります。

○竹内邦博議長 中原 晶君の動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○竹内邦博議長 多数であります。

ただいま、中原 晶君から議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号について、議会運営委員会に付託するとの動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しております。

議会運営委員会に付託することの動議を議題として採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立同数)

○竹内邦博議長 採決の結果、賛成、反対が同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長の私が本件に対して裁決いたします。

議員提出議案第6号及び第7号の議会運営委員会に付託の件は可決といたします。

よって、議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

よって、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」については、議会運営委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま、議会運営委員会に付託されました議員提出議案第6号及び議員提出議案第7号については、岬町議会会議規則第46条第1項の規定により、平成23年3月定例会終了日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」及び議員提出議案第7号「岬町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件」については、平成23年3月定例会最終日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年第4回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後 1時17分 閉会)

以上の記録が本町議会平成22年第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年12月21日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 反 保 多喜男

議 員 辻 下 文 信